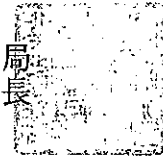




国関整技調第30-6号
平成21年 8月25日

(社) 東京建設業協会
会長 山田 恒太郎 様

国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術調査課長



総合評価落札方式の技術提案書作成上の留意点について（お知らせ）

平素より、国土交通行政の推進に特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、関東地方整備局では、受・発注者が過度なコスト負担を要する提案の考え方など技術提案書の作成にあたって特に留意するべき事についてとりまとめ、管内関係事務所に通知したところであります。
貴協会におかれましては、別紙についてご周知して頂きますようお願いいたします。
『総合評価落札方式の適用ガイドライン（平成21年度版）』については、下記にて掲載しております。

関東地方整備局ホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/index.htm>)

1. 技術提案の求め方について

技術提案を求めるにあたっては、更なる公共工事の品質確保の促進を図る観点から、下記の通り実施するものとする。

- (1) 改善効果が低い評価項目や、現場条件の変更に伴い影響を受ける不確実性の高い評価項目は、原則として技術提案課題として設定しないものとする。

〔例〕改善効果が低い評価項目

- ・水素イオン濃度 (pH) などの放流水質

※改善効果を期待する評価項目として「PHなどの水質」の数値提案を求めることが適しているのかどうか、提案課題設定時に期待される効果を確認する。

〔例〕不確実性の高い評価項目

- ・トンネル掘削余堀量の低減量

※ただし、数値提案とともに余堀量を低減させる掘削方法の工夫等の技術提案を併せて求める場合はこの限りでない。

- (2) コスト負担を要するハード対策が必要な場合には、標準案として予定価格に反映するものとする。

〔例〕トンネル掘削工法の施工計画（騒音、振動対策に配慮した掘削工法（防音扉を含む））の工夫。

※コスト負担を要する防音扉の設置が重要であれば、標準案として予定価格に反映する。

- (3) 求める技術提案に上限(値)を設定する場合、予定価格の範囲内で技術提案の上限(値)を履行することが可能か判断した上で、技術提案を求めるものとする。

〔例〕舗装工事における舗装の性能指標（平たん性）

※予定価格の範囲内で上限値を履行することが可能と判断できる場合は、その設定根拠を明示して、上限(値)を設定する。

- (4) 受・発注者間の認識の乖離が生じないように、技術提案に係る上限(値)の設定根拠、対象範囲や提案の視点、変更協議の対象の有無等を入札説明書にて分かりやすい記載に努めるものとする。

2. 過度なコスト負担を要する提案について

- (1) 「過度なコスト負担を要する場合」とは、個別の工事の現場条件によって左右されることがあり、該当する場合と該当しない場合があることに十分留意するものとする。

- (2) 当該工事における過度なコスト負担を要する提案の事例を、入札説明書に記載するものとする。

- (3) 過度なコスト負担の提案事例は次を参考とするものとする。

① 「品質管理への配慮事項や技術的所見」に対する場合

1) 材料等のグレードアップに関する提案

- ・設計図書等の範囲を超えた省力化、効率化等を目的とした提案
- ・設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案

2) 試験・検査・確認等の割増、追加に関する提案

- ・施工管理基準等の規定以上の管理等の提案
- ・追加ボーリング等、設計図書等に明示がなく、通常設計変更で対応している事項の提案

- ②「環境対策等への配慮事項や技術的所見」に対する場合
- 1) 機種・機械等のグレードアップに関する提案
 - ・機種、機械等のグレードアップにより、周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果を実現する提案
 - 2)「環境への配慮」として、仮設工における過度な対策に関する提案
 - ・高価な仮設工等の採用により、周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果を実現する提案

③記載例

1) 記載方法

【入札説明書：別記様式】

注) 設定した課題に対する技術提案が優れているかどうかを評価する。なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している

- ・○○○。
- ・○○○。

2) 記載例

- ・過度なコスト負担の提案書への記載例 (別紙-1 参照)
- ・入札説明書の提案様式(別記様式)例 (別紙-2 参照)

(4) 審査・評価において、過度なコスト負担を要する提案であると判断したとしても、過度なコスト負担を要しない提案より、優位な評価をしないだけで、提案としては評価するものとする。

なお、基本的に、過度なコスト負担を要する場合と要しない場合の判断は、積算等で総合判断するものとする。

3. その他

総合評価落札方式を適用する入札・契約手続きについては、『関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン』(平成21年度版)に従い実施されたい。

【過度なコスト負担の提案書記載例】

(1) 河川工事の例
〔V E 提案記載例〕

- ① V E 提案：地盤改良による近接構造物への影響対策
 - ・追加ボーリングの実施等、設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項
 - ・設計基準強度の増等、設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案
- ② V E 提案：施工時の振動軽減を図る施工方法
 - ・施工管理基準値等の規定以上の管理等で改善効果が低い提案
- ③ V E 提案：コンクリートの品質確保を図るための施工方法
 - ・コンクリート強度の変更等、設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案
- ④ V E 提案：打継目の越冬時保護対策及び越冬後の打継目処理
 - ・高価な仮設工等の採用により、品質確保等に対し必要以上の対策効果を実現する提案

〔施工計画提案記載例〕

- ① 施工計画：振動・騒音、粉塵対策等周辺住民へ配慮すべき事項
 - ・高価な仮設等による対策により、周辺環境対策に対して必要以上の対策効果を実現する提案
- ② 施工計画：台船施工（貯水池移動、現地係留、出水対策）の配慮事項
 - ・設計図書等の範囲を超えた省力化、効率化等を目的とした提案
- ③ 施工計画：コンクリートの品質確保を図るための施工上配慮すべき事項
 - ・設計図書の範囲を超えたグレードアップに関する提案（セメントの変更等）
- ④ 施工計画：盛土の施工方法・品質管理及び土運搬時の配慮について
 - ・追加ボーリングにより地盤沈下の検討をするなど、通常設計変更で対応している事項の提案
- ⑤ 施工計画：出水に対する配慮事項、その他施工上配慮すべき事項
 - ・高価な仮設工等（二重締切等）の採用により、必要以上の対策効果を実現する提案
（打設済み堰堤全体を防寒仮囲いにより被い越冬させる等）
- ⑥ 施工計画：他工事と共有する工事用道路の利用に対し配慮すべき事項及び落石に対する配慮
 - ・高価な仮設工等の採用により、必要以上の対策効果を実現する提案
（工事用道路全線にわたる拡幅等）
- ⑦ 施工計画：施工上配慮すべき事項
 - ・高価な仮設工等の採用により、周辺環境対策等に対し必要以上の対策効果を実現する提案
（余水排水処理のSS、PHをより低減するための提案）

(2) 道路工事の例
〔VE提案記載例〕

- ① VE提案：合成床版の品質管理に係わる具体的な工夫
・設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案など
- ② VE提案：上部工の品質管理に係わる具体的な施工計画
・設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案
- ③ VE提案：鋼床版の品質管理に係わる具体的な工夫
・施工管理基準値等の規定以上の管理を行い品質を確保する提案 など
- ④ VE提案：現場施工時の周辺環境対策に係わる具体的な施工計画
・機種、機械等のグレードアップにより、周辺環境対策等に対して必要以上の対策効果を実現する提案

〔施工計画提案記載例〕

- ① 施工計画：現場施工の工程管理に配慮すべき事項
・施工機械の大型化等による工期短縮 等
- ② 施工計画：現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画
・設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案（機種・機械の大型化等）
- ③ 施工計画：架設時の安全管理に係わる具体的な施工計画
・設計図書等の範囲を超えた保安施設等の提案 など
- ④ 施工計画：近接施工の安全管理に係わる具体的な施工計画
・設計図書等の範囲を超えた効率化を目的とした提案（機種・機械の大型化等）
- ⑤ 施工計画：上部工架設時の安全管理に係わる具体的な施工計画
・設計図書等の範囲を超えた保安施設等の提案
・設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案（機種・機械の大型化等）

施 工 計 画 書
 [施工上の課題に係わる技術的所見]
 (工事名：)

会社名：

■対象	〇〇の品質管理について
項 目	具体的な品質管理方法
〇〇の品質管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事特性、現場条件及び求める提案を具体的に記載。

注 1) 必要に応じ説明図表を添付すること。

注 2) 資料の枚数は、図面を含め、A4版1～2枚以内とすること。※枚数は適宜設定

注 3) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。

《簡易型の場合》

注 4) 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上での評価項目に対する技術的所見または配慮すべき事項が適切かどうかを評価する。

《標準Ⅱ型の場合》

注 4) 設計図書に示す仕様どおりの施工をする上での評価項目に対する技術的所見または配慮すべき事項が優れているかどうかを評価する。なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している。

- ・ ○○
- ・ ○○○

注 5) 評価項目に対する1つの提案は、配慮事項、技術的所見または技術提案の1つの着目対象に対する一連の実施方法、期待される効果等について記述すること。

なお、1提案の中で複数の着目対象や複数の実施方法を記述しないこと。

注 6) 評価項目に対する全提案数は、評価項目内（様式内）で最大5～10提案までとする。なお、これを超えた提案をした場合は、評価項目の全体評価を「可」とする。

別記様式-2)(参考例その②) ※ 標準案の場合は、下記の提案は不要。(用紙A4)

VE提案書

(○○○○○○○○○工事)

平成 年 月 日
○○○○○株式会社

○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。

本施工計画が適正と認められた場合は、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し
施工を行います。※(対象範囲、提案の視点の明示なし)

評価項目：現場打ちコンクリート構造物の品質管理に係わる具体的な配慮事項

No	着目対象 ※1	提案内容 ※2	標準案との相違点 ※3	期待される効果 ※4
1	計画	○○○・・・	●●●・・・	●●●・・・
2	施工	○○○・・・	●●●・・・	●●●・・・
3	その他	○○○・・・	●●●・・・	●●●・・・

注1) 必要に応じ説明図表、写真を用いて説明する。

注2) 上記評価項目のVE提案が不採用の場合は、標準案での参加とする。

注3) 資料の枚数は図面を含め、A4版〇枚程度とすること。

注4) 工事目的物の変更を伴う提案についてはVE提案として認めない。ただし、提案上必要な施工
方法等の変更起因して設計図書の一部変更を伴う場合は、この限りではない。

なお、変更箇所について、標準案と同等以上の性能・機能を有することが確認できるよう記述
することとし、この記述がない場合はVE提案として認めない。

注5) 施工計画の記載にあたっては、実施内容が曖昧な表現、また「共通仕様書、特記仕様書に基づ
き施工」等の簡易な表現は避けること。

注6) 評価項目に対する技術提案が優れているかどうかを評価する。なお、優れた提案であっても、
過度なコスト負担を要する場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

本工事における過度なコスト負担を要する提案とは、下記の事例を想定している。

- ・○○○
- ・○○○

注7) 評価項目に対する1つの提案は、技術提案の1つの着目対象に対する一連の実施方法(標準案
との相違点)、期待される効果等について記述すること。なお、1提案の中で複数の着目対象や
複数の実施方法を記述しないこと。

注8) ※1 着目対象：【計画】、【施工】【その他】等を記入する。

注9) ※2 提案内容：具体的かつ簡潔に記入する。

注10) ※3 標準案との相違点：標準案と提案との相違点について、簡潔に記入する。

なお、明確な記載がない場合は評価の対象としない。

注11) ※4 期待される効果：提案内容が具体的にどのような効果が得られるのか、また、提案の
確実性について記入する。なお、施工実績があれば記載する。

注12) 評価項目に対する全提案数は、評価項目内(様式内)で最大5~10提案までとする。なお、
これを超えた提案をした場合は、評価項目の全体評価を「可」とする。

注13) 【工事全般の施工計画】と重複した提案は、【工事全般の施工計画】で評価するものとし、本
施工計画では評価しない。

注14) 他機関との協議が必要となる提案は評価しない。

[P ○/○]